

## 第2章 監査事務所等に対する審査及び検査等

### 1. 概説

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する観点等から、平成15年6月の法改正により、監査事務所に対する監視・監督の機能の充実・強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査事務所に対する品質管理レビュー（注）が法定化された。審査会は当該レビューの結果について協会から報告を受けてその内容を審査し、必要があると認める場合には報告徴収及び検査を行うこととされた。

また、平成19年6月の法改正により、我が国金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等が我が国当局の検査・監督の対象とされ、審査会が報告徴収及び検査を行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- ・協会による会員の法第2条第1項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査の結果報告の受理に関する事務（法第46条の9の2第2項）
- ・上記報告に関して行う協会、公認会計士及び監査法人（以下、「監査事務所等」という。）に対する報告徴収及び検査（法第46条の12第1項、第49条の3第1・2項）
- ・外国監査法人等に対する報告徴収及び検査（法第49条の3の2第1・2項）

について委任されている（法第49条の4第2・3項）。

これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の内容を審査し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、検査等を行うこととしている（P50資料2-1参照）。

また、審査又は検査等の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている（法第41条の2）。

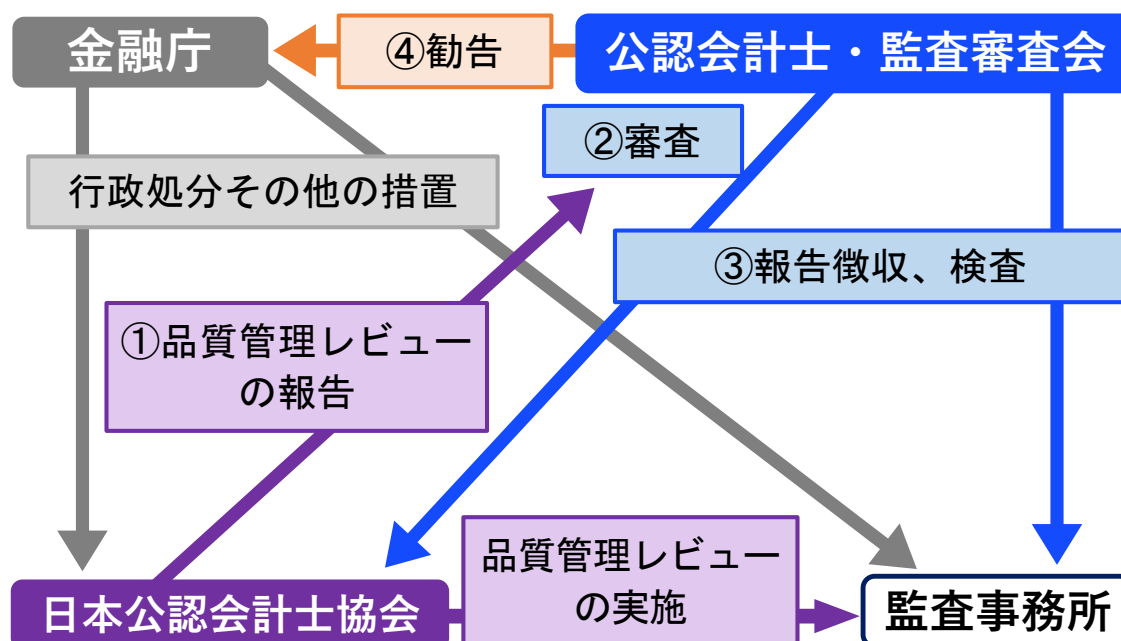
なお、令和4年5月の法改正により、金融庁長官から審査会に委任される監査事務所等に対する立入検査等の権限（法第49条の4第2項）について、監査事務所の業務の運営の状況に関して行われるもののみとする限定等がなくなった（令和5年4月施行）。

（注）品質管理レビュー

品質管理レビューとは、法により、「協会は、会員の第2条第1項の業務の運営の状況の調査を行う」（法第46条の9の2第1項）とされている。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保するため、協会が監査事務所の行う監査の品質管理の状況を調査することとされている。

《審査及び検査の概要》



① 品質管理レビューの報告

協会は、原則として3年に1度（状況に応じて短縮・伸長）、監査事務所の監査の品質管理の状況を調査しており、審査会はその調査結果について報告を受ける。

② 審査

審査会は、協会から報告を受け、協会の品質管理レビューが適正に行われているか、監査事務所の監査業務が適正に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認めるときは、監査事務所等に対して報告又は資料の提出を求める。

③ 検査等

審査会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所（監査事務所の監査業務に関係のある被監査会社等を含む。）に対して検査又は報告徴収を行う。

また、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査又は報告徴収を行う。

④ 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認めるときは、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

（注）外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、P13「3.（7）イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方」を参照。

## 2. 監査事務所等モニタリング基本方針等

### (1) 監査事務所等モニタリング基本方針

審査会は、第7期（令和4年4月～令和7年3月）における「監査事務所等モニタリング基本方針—監査品質の持続的な向上の促進—」を策定し、令和4年5月20日に公表した（P51資料2-2参照）。第7期のモニタリング（注）の実施においては、以下の目的や考え方を基本とすることとしている。

（注）モニタリングとは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、協会、会計監査に関係する業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

#### <モニタリングの目的及びその達成に向けた考え方>

審査会のモニタリングは、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して実施することにより、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促し、資本市場における監査の信頼性の確保を図ることを目的とする。

モニタリングの実施に当たっては、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度等を踏まえた効果的・効率的なモニタリングを通じて、監査事務所における監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることとする。

#### <第7期のモニタリングにおいて重視する点>

- 品質管理システムの円滑な導入に向けた監査事務所における準備・対応状況の確認・検証

「監査に関する品質管理基準」が改訂され、監査事務所においては、

- ①品質目標を設定し、
- ②品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、
- ③評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、
- ④不備があれば根本原因に基づき改善する

という、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入が求められることになる（注）。

第7期のモニタリングでは、当該システムの導入に向けた監査事務所における準備・対応状況や、導入後における整備・運用状況を重視する。

（注）改訂品質管理基準は、令和5年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間（公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月

1 日以後に開始する事業年度又は会計期間)に係る財務諸表の監査から実施。

- 上場会社の監査を行う監査事務所に対する監査品質の確保・向上  
上場会社の監査においては、大手監査法人（注 1）から準大手監査法人（注 2）又は中小規模監査事務所（注 3）への交代の動きが継続しており、準大手監査法人・中小規模監査事務所の上場会社監査の担い手としての役割が増大している。

このため、第 7 期においては、特に監査品質の確保・向上が急務と考えられる中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用に努める。

（注 1）大手監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及び PwC あらた有限責任監査法人の 4 法人を指す。

（注 2）準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の 5 法人を指す。

（注 3）中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

## （2）監査事務所等モニタリング基本計画

審査会は、上記「監査事務所等モニタリング基本方針」を踏まえ、各事務年度におけるモニタリングの方向性を示すものとして「令和 4 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」を策定し、令和 4 年 7 月 15 日に公表した（P59 資料 2－3 参照）。令和 4 事務年度のモニタリングの実施においては、主に以下の事項を重視することとしている。

### ＜モニタリングにおいて重視する主な事項＞

令和 3 事務年度に引き続き、監査事務所における業務管理態勢・品質管理態勢の実効性等を重点的に検証する。

業務管理態勢については、監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメントや、業務管理態勢が実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下で整備・運用されているか等を重視する。

品質管理態勢については、「監査に関する品質管理基準」の改訂を踏まえ、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入に向けた監査事務所における準備・対応状況について重点的に確認するほか、監査の品質の確保・向上を図るために重要な監査資源の確保・育成及び配分の状況や、上場会社監査の担い手の変化を踏まえ、監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等についても重点的に検証する。

個別監査業務については、不正リスク、収益認識、会計上の見積り及びグループ監査に係る監査手続の実施状況等について重点的に検証する。

### 3. 監査事務所等に対する審査及び検査の状況

監査事務所は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査証明業務（法第2条第1項の業務）を行うほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談の業務（法第2条第2項の業務）を行うことができる。

令和4年度末現在、公認会計士登録者数は34,436人である。このうち、大手監査法人に所属する公認会計士数は10,273人であり、29.8%を占める。監査法人数は279法人である。

(参考)

	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
公認会計士登録者数	31,189	31,793	32,478	33,215	34,436
うち大手監査法人	10,912	10,659	10,523	10,201	10,273
監査法人数	236	246	258	273	279

#### (1) 協会による品質管理レビューの状況

協会による令和4年度の品質管理レビューは92件（監査法人64件（大手1件、準大手2件、公認会計士共同事務所3件を含む。）、公認会計士28件）実施されており、実施状況は下表のとおりである。

#### 《品質管理レビューの実施状況》

品質管理レビュー 実施年月	R4年						R5年		合計
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
品質管理レビュー 実施監査事務所数	1	12	7	21	19	13	13	6	92

令和4年度の品質管理レビューのうち、審査会に対しては、令和5年3月31日までに、品質管理委員会で内容を承認された62件の報告が行われており、その結果の状況は以下のとおりである。

- ・極めて重要な不備事項のある実施結果：公認会計士2件

(参考)

協会による令和3年度の品質管理レビューは76件（監査法人57件（大手2件、準大手2件、公認会計士共同事務所2件を含む。）、公認会計士19件）実施されており、実施結果の状況は下表のとおりである。

《実施結果の状況(令和3年度)》

(監査事務所数)

区 分	重要な不備事項のない実施結果		重要な不備事項のある実施結果		極めて重要な不備事項のある実施結果		計 (e)
	(a)	a/e	(b)	b/e	(c)	c/e	
監査法人	51	89.5%	6	10.5	—	—	57
公認会計士	18	94.7%	—	—	1	5.3%	19
合 計	69	90.8%	6	7.9%	1	1.3%	76

(注) 76件中74件に改善勧告事項がある。

(2) 品質管理レビューに対する審査の状況

ア 審査

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査(P6「《審査及び検査の概要》 ②審査」を参照)している。

具体的には、品質管理レビューの実施状況や監査事務所に対する必要な改善措置の指導状況を確認しているほか、品質管理レビューの結果(品質管理レビューの実施結果における「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」の有無、品質管理レビューにおいて指摘している不備の内容等)や、監査事務所が協会に提出した改善計画書の内容等を分析している。

審査会では、これらの分析結果等を踏まえ、検査の必要性等を検討しているほか、協会との意見交換(P16「5. 関係機関との連携 (2) 協会との連携」を参照)を実施している。

なお、審査においては、金融庁関係部局、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係機関から得た情報も活用している。

イ 令和3年度の品質管理レビューの分析結果

協会が令和3年度に実施した品質管理レビューに対する審査を実施した結果、

- ・ 個別監査業務の指摘を安易に文書化(監査調書の記載不備)の問題とせず、不備の実態を踏まえて指摘するよう、レビュー手続書の改訂やレビューアーへの研修等の取組を行っており、その結果、文書化の指摘件数比率の減少傾向が続いている
- ・ リスク・アプローチを強化するために、監査事務所における業務管理体制を理解するとともに、監査事務所に対する過去の品質管理レビューの結果及びレビュー対象とする個別監査業務の選定段階における

リスク評価を考慮して品質管理レビュー計画を立案している

- ・ レビュー開始後も、状況の変化等に応じて弾力的に期間の延長やレビューアの増員を行う対応（弾力的なレビュー）を実施しているなどの状況がみられた。

協会は、監査事務所における業務管理体制の理解をより一層深めていくとともに、弾力的なレビューの実施に努めるとしており、審査会としては、引き続き、品質管理レビューの実効性について確認していく。

### (3) 監査事務所に対する報告徴収の状況

#### ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対する継続的報告徴収

令和4事務年度においては、全ての大手監査法人及び準大手監査法人に対してガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証のため報告徴収を実施した(令和4年8月、11月、及び令和5年1月に実施)。また、報告徴収により得られた情報を用いて、検査対象となる監査法人の実態を事前に分析するとともに検査実施上の着眼点抽出の参考とするなど、効果的・効率的な検査の実施につなげたほか、大手監査法人及び準大手監査法人における品質管理活動の状況等の横断的な実態把握を行った。なお、今後も毎年定期的に報告徴収を実施する予定である。

#### イ 中小規模監査事務所に対する報告徴収

審査会は、「令和4事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」(P59資料2-3参照)に基づき、中小規模監査事務所における品質管理レビューの改善状況の検証及び経営管理態勢等の実態把握を行う必要があると認められた55監査事務所に対して報告徴収を実施した(令和4年8月に実施)。

#### 《中小規模監査事務所への報告徴収実績》

	令和3事務年度報告徴収実績		令和4事務年度報告徴収実績	
	報告徴収実施先数	令和2年度品質管理レビュー実施先数	報告徴収実施先数	令和3年度品質管理レビュー実施先数
監査事務所	43	55	55	73
監査法人 (注)	34	38	43	51
個人事務所	9	17	12	22

(注) 公認会計士共同事務所を含む。

報告徴収を実施するに当たり、令和3年度の品質管理レビューの結果を受理した中小規模監査事務所等のうち、レビュー結果の重要性等を考慮して選定している。

#### ウ 検査実施後の改善状況の報告徴収（フォローアップ）

令和 4 事務年度においては、検査の結果、早急に改善をする必要があると認められた監査事務所 2 件に対して速やかな改善を促すため、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、指摘事項に対する改善計画や改善状況に係る検証を行った。また、審査会が検査結果を通知した監査事務所のうち 1 件に対して検査における指摘事項の改善状況を確認するため報告徴収を実施した。

#### (4) 監査事務所に対する検査の状況

令和 4 事務年度の検査は、「令和 4 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（前掲 2.（2）参照）に基づき実施している。

大手監査法人については、2 法人に対して通常検査を実施した。

準大手監査法人については、原則として 3 年に 1 度検査を実施することとしており、具体的には、1 法人に対して検査を実施した。

中小規模監査事務所については、必要に応じて検査を実施することとしており、具体的には、4 法人に対して検査を実施した。

検査に際しては、監査事務所に対して、不備の発生した直接的な原因のみならず、当該不備の根本的な原因の究明を行うとともに、業務の適正な運営を確保する主体である監査事務所自らの行動を促すことに資するよう検証を行った。

#### 《直近 5 年間の検査の実施状況（着手ベース）》（令和 5 年 3 月 31 日現在）

事務年度 (7月～翌年6月)	H30	R元	R2	R3	R4
大手監査法人	4	4	4	4	2
準大手監査法人	1	2	2	1	1
中小規模監査事務所	5	3	4	4	4
外国監査法人等	0	1	0	0	0
合計	10	10	10	9	7

(注) 令和 4 事務年度検査については、令和 5 年 3 月 31 日までに着手したものを計上している。

#### (5) 検査結果

平成 28 事務年度の検査から、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に基づき、5 段階に区分した総合評価を検査結果通知書に記載している（外国監査法人等検査及びフォローアップ検査を除く。）。総合評価の詳細及び総合評価の分布状況については、モニタリングレポートを参照のこと。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/20220715-2.html>)



(6) 金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、検査を実施した結果、以下の監査法人の運営が著しく不当なものと認められたことから、金融庁長官に対し、法第41条の2の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した（これまでの勧告一覧P77資料2-4参照）。

- ・ UHY東京監査法人（令和4年4月1日。P78資料2-5参照）
- ・ 監査法人ハイビスカス（令和4年6月3日。P81資料2-6参照）
- ・ ひびき監査法人（令和5年1月20日。P84資料2-7参照）
- ・ 赤坂有限責任監査法人（令和5年3月17日。P87資料2-8参照）

(7) 外国監査法人等に対する検査・監督の状況

ア 外国監査法人等の状況

外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者は、あらかじめ金融庁長官に届け出ることが求められている。外国監査法人等の状況は下表のとおり。

《外国監査法人等の状況》

(令和5年3月31日現在)

	国・地域数	外国監査法人等数
北米	2	10
中南米	1	1
欧州	16	58
アジア・大洋州	10	29
中東	1	1
計	30	99

イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方

審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（P90資料2-9参照）に基づき、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施している。

当該考え方及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（P93資料2-10参照）においては、原則として3年に1度、外国監査法人等に対し報告徴収を実施し、提出された情報の分析を行い、監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか等について検査で確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等に対する検査を実施することとしている。ただし、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、審査会は、

当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しないこととしている。

#### ウ 外国監査法人等に対する報告徴収

審査会は、上記イに示した考え方及び基本指針に基づき、令和 3 事務年度において、14 か国・地域の 35 外国監査法人等に対して報告徴収を実施した。

令和 4 事務年度は、上記の報告徴収により提出された報告内容について分析・評価を行った。その結果、1 外国監査法人等に対して検査を実施することとした。

#### エ 外国監査法人等に対する検査

審査会は、上記ウに示した 1 外国監査法人等に対する検査の実施に向けての具体的な検討を行うため、当該外国監査法人等が所在する法域の監査監督機関との間で、事前の協議・調整等を行っているところである。

(注) 情報交換枠組みについては、P39「第 5 章 2. 二国間での協力」を参照。

### 4. 審査及び検査等に係る情報発信

#### (1) 「令和 4 年版モニタリングレポート」の作成・公表

審査会は、監査及び会計の専門家だけでなく、市場関係者及び一般利用者に対しても、監査事務所の状況について分かりやすい形で情報提供するため、平成 28 年から「モニタリングレポート」を作成し、毎年公表している。

令和 4 年 7 月 15 日に公表した令和 4 年版モニタリングレポートの全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」の「モニタリングレポート」から閲覧できる。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/20220715-2.html>)

なお、英語版は令和 4 年 12 月に公表した。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/english/oversight/20221223/20221223.html>)

#### (2) 「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表

##### ア 検査結果事例集の作成・公表

審査会は、審査会としての監査の品質の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場参加者に対する参考情報を提供することを目的として、監査事務所に対する検査における指摘

事例を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年改訂・公表している。

令和4年7月15日に公表した「監査事務所検査結果事例集（令和4事務年度版）」の全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」から閲覧できる。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaoob/shinsakensa/kouhyou/20220715/20220715-3.html>)

なお、英語版は令和5年3月に公表した。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaoob/english/oversight/20230330/20230330.html>)

#### イ 検査結果事例集についての講演等の実施

審査会は、協会が実施する研修会等における会長の講演に併せて、検査官による検査結果事例集についての説明等を行っている。

令和4事務年度においては、監査の品質の確保・向上に向けた監査事務所における自主的な取組の促進のため、協会本部及び全国7つの協会地域会において講演を行った。

また、本事例集を参考にすることにより、被監査会社における会計監査人とのコミュニケーションが積極的に行われるよう、日本監査役協会や日本内部監査協会において講演を行った。

さらに、検査結果事例集が、監査事務所等において参考資料として積極的に活用されるよう、協会や日本監査役協会等の関係機関の機関誌等に改訂のポイント等を掲載するなど、内容の周知を図った。

### 5. 関係機関との連携

監査の品質の確保・向上を図るためには、監査事務所に対するモニタリングだけでなく、監査に関係する機関とも連携し、監査事務所をめぐる課題、問題意識の共有を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局だけでなく、協会及び金融商品取引所等の関係機関との意見交換を実施している。

#### (1) 金融庁関係部局との連携

個別監査業務の監査に関する問題点等については、対象企業の開示等について監督・検査等を行う金融庁関係部局と連携を行うことにより、より効果的・効率的な検査等が実施できると考えられる。このため、審査会は、上場会社の開示及び監査に関する問題点について金融庁関係部局及び証券取引等監視委員会と情報共有、意見交換を行い、得られた情報をモニタリングに活用した。また、監査事務所の検査結果について金融庁関係部局と情報共有を行った。

## (2) 協会との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上等を目的として、モニタリングを通じて把握した問題点等について、審査会検査官とレビューアーとの間で双方向の議論を行うなど、協会との情報共有や連携強化に取り組んでいる。また、審査会会長・委員と協会役員との定期的な意見交換を通じて、問題意識等の共有を行ったほか、協会及び協会地域会が主催する講演会等を通じ、検査における指摘事例や監査事務所の問題点等についての情報共有を行った。

## (3) 金融商品取引所との連携

審査会は、モニタリングを通じて把握した監査人と被監査会社とのコミュニケーションの状況や監査人の異動状況等について、上場会社についての自主規制機能を担っている金融商品取引所と意見交換を行うなど、問題意識の共有に努めた。

## (4) 日本監査役協会との連携

審査会は、企業財務情報の適正な開示を図るためには、企業のガバナンス機能を担う監査役等との連携が重要であるとの観点から、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況を検査等において検証してきたところである。

監査役等の役割・責務がますます重要なものとなってきたことから、審査会は、日本監査役協会と、監査事務所の業務運営に関する総合評価や監査役等と監査人とのコミュニケーションに関する課題、協会が定める倫理規則の改正に関する対応等について令和4年11月に意見交換を実施した。また、日本監査役協会が主催する講演会等を通じ、検査における指摘事例や監査事務所の問題点等について、監査役等に対して情報提供を行うなどの連携を図った。

## 6. 令和4事務年度の課題に対する取組

### (1) 業務管理態勢の検証

トップの姿勢を含む経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなど、監査の品質を持続的に向上させるために重要な、経営層のコミットメント等について検証を行った。

併せて、監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等については、当該コードを踏まえて整備されたガバナンス態勢の実効性に関連して、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の活動状況を検証した。

その結果、大手監査法人及び準大手監査法人において、独立性を有する第三者を含む監督・評価機関が、法人として必要な対応について助言・指示を

行っているなど、その知見の活用を図っている状況がみられた。

## (2) 品質管理態勢の検証

### ア 品質管理基準等の改訂への対応状況

「監査に関する品質管理基準」の改訂（令和3年11月）を踏まえ、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入に向けた監査事務所における準備・対応状況について確認を行った。

その結果、大手監査法人及び準大手監査法人においては、プロジェクトチームを立ち上げ、必要な態勢整備を進めている状況や、本格導入に向けた予行演習を行っている状況がみられた。

### イ 監査資源の確保・育成及び配分

監査の品質の確保・向上を図るためには、被監査会社の数や監査上のリスク等に見合った十分な監査資源を確保・育成し、適切に配分することが重要であることから、監査事務所における監査資源の確保・育成及び配分の状況等について検証を行った。

その結果、多様な働き方を可能とするような職場環境の整備や、離職率低減に向けた取組を進めている状況がみられた。

### ウ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等

上場会社の監査人が大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所に交代する動きが継続していることから、上場被監査会社との監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等について検証を行った。

その結果、監査契約の締結に伴うリスク評価に関する内部規程を整備していない事例や、監査業務を開始する時点までに監査契約の締結に伴うリスク評価を実施していない事例がみられた。

その他、モニタリングにより把握した、監査事務所におけるデジタル技術を活用した監査ツールの導入状況やサイバーセキュリティ対策への取組状況等については、モニタリングレポートを参照のこと。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/20220715-2.html>)

## (3) 個別監査業務の検証

不正リスク、収益認識、会計上の見積り及びグループ監査に係る監査手続の実施状況や、被監査会社において不適切な会計処理があった場合における監査手続の不備に係るその後の改善対応等について検証を行った。

その結果、不正による重要な虚偽表示リスクや会計上の見積りの監査に係る手続についての理解が不足している事例や、収益認識に係る不正リスクの評価において具体的かつ深度ある検討を実施していない事例が見られ

た。

なお、検証を通じて把握した不備の詳細な内容については、監査事務所検査結果事例集及びモニタリングレポートを参照のこと。

[監査事務所検査結果事例集（令和4事務年度版）]

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/20220715-3.html>

[令和4年版モニタリングレポート]

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/20220715-2.html>

#### (4) 検査以外のモニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するため、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を実施した。また、金融庁関係部局、金融商品取引所及び日本監査役協会等と適時に意見交換を行うとともに、既述の監査事務所に対する報告徴収を実施した(P11「3.

(3) 監査事務所に対する報告徴収の状況」を参照)。また、収集した情報及び分析結果は、業界動向の把握や検査実施上の着眼点の抽出の参考とするなど、有効に活用した。

#### (5) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、監査事務所に対する検査等を通じて、協会の品質管理レビューの有効性に関し検証を行っており、そこで把握した問題等を協会と共有し、品質管理レビューの実効性の一層の向上を促している。

平成27事務年度からは、審査会と協会との実務担当者レベルによる検討会において、品質管理レビューの課題等に関して双方向での議論を継続して行っている。同検討会での議論等を踏まえ、協会はレビュー計画の弾力的な運用、リスクを踏まえた個別監査業務の選定などを行ってきている。

また、同検討会では、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割に関して、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を行っている。審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するよう更に議論を進めているところである。

令和4事務年度においては、品質管理レビューの実効性向上策、令和2年7月から適用された新たな品質管理レビュー制度についての3年経過後の総括、公認会計士法改正により法律に基づく制度として導入された上場会社監査事務所の登録制度において、登録に際しての適格性を確認することとなる品質管理レビューでの確認事項、中小規模監査事務所における監査品質の向上等について議論を行った。

#### (6) 情報発信の強化

令和4年版モニタリングレポートにおいて、審査会におけるモニタリン

グの結果や監査事務所の状況（会計監査人の異動状況、監査業務における IT の活用状況など）のほか、会計監査に関する最近の動向や監査上の主要な検討事項（KAM）の対応状況などを記載した。また、市場関係者だけでなく広く一般のより幅広い層に対して会計監査の理解が深まるように記載内容を見直すとともに、各界関係者への説明会、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信に努めた。

（7）モニタリング実施態勢の充実

審査会のモニタリングが、上記に掲げた監査事務所をめぐる課題や会計実務の国際化の状況などに適切に対応していくためには、人材確保、情報収集・分析の強化などモニタリング実施態勢の充実を図ることが重要である。令和 4 事務年度においても、引き続き国際会議等への職員の積極的な参加などを通じた人材育成を促進したほか、モニタリングに必要な専門知識等の習得を目的とした研修を実施した。また、監査事務所に対するモニタリング実施体制を強化する観点から令和 5 年度の機構・定員要求を行い、公認会計士監査検査室の設置及び検査官等 6 名の新規増員が認められた。

（8）モニタリング実施方法の見直し

監査事務所に対する審査会のモニタリングが、審査会・監査事務所の双方にとってより効率的・効果的なものとなるよう、検査における検査資料の閲覧等は、監査事務所における監査調書の電子化等の状況を勘案の上、オンラインによる方法を活用する一方、必要に応じて対面でのヒアリングを実施するなど、ハイブリッド型でモニタリングを実施した。今後も、モニタリングの実施方法や内容については、継続的に見直すこととする。